

新ひだか町後援等名義使用承認に関する事務取扱基準

令和6年4月1日施行

新ひだか町（以下「町」という。）以外の者が行う事業について、後援又は協賛（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する基準等は次のとおりとする。

1. 後援等の種類について

- (1) 後援 ～ 事業の趣旨に賛同し、その実施に当たって名義のみの使用をもって支援すること。
- (2) 協賛 ～ 事業の趣旨に賛同し、その実施に当たって支援すること。

2. 後援等の名義について

後援等の名義使用を承認する名義は、「新ひだか町」とする。

3. 承認の基準について

- (1) 主催者の基準は、次のいずれかに該当するもの。

- ア 国若しくは都道府県又はこれらの関係行政機関
- イ 学校等の教育機関及びこれら教育機関の連合体
- ウ 福祉関係団体又は社会教育関係団体
- エ 公益法人及びこれに準ずる団体
- オ 新聞社、放送局等の報道機関
- カ 国又は地方公共団体から事業実施の委託を受けている団体
- キ 新ひだか町と協定を結んでいる団体及び個人
- ク その他町長が適当と認める団体及び個人

- (2) 事業の内容についての基準は、次のいずれにも該当するもの。

- ア 事業の目的が町民の福祉、教育、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであり、かつ、公益性のあるものであること。ただし、特定の宗教又は政党のための活動であると認められるものは除く。
- イ 営利を主たる目的としない事業であること。
- ウ 事業対象が町民全体又は相当な範囲のものを対象とするものであること。

- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の要件を満たしていることを適否の基準とする。

- ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
- イ 開催等に当たり、公衆衛生及び災害防止等に係る十分な配慮が講じられ、

公序良俗に反するものでないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団と関係がなく、そのおそれもないものであること。

エ 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないものであること。ただし、やむを得ず入場料等を徴収する場合は、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額であること。

オ その他町長が特に必要と認める要件を満たすものであること。

4. 名義使用の申請方法について

(1) 新ひだか町後援等名義使用承認申請書（様式第1号）（以下、「承認申請書」という。）又は承認申請書の記載項目を具備した文書及び添付書類を事業開始の1か月前までに町長に申請すること。

(2) 承認申請書等の提出は、郵送、メール等方法は問わない。

(3) 広告、パンフレット等の印刷物を作成する場合は、申請書と併せて原稿等を提出し、承認を得てから印刷物を作成すること。承認前に印刷を行い、修正が必要となる場合や承認できない場合に生じる損害については、町は責任を負わない。

5. 名義使用の承認決定について

町は承認の基準に基づき申請を審査し、承認又は承認することが適当でないとする旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

ただし、後援等の名義使用については、申請された事業についてのみ使用することとする。

6. 事業の内容変更や事業完了後の報告について

(1) 名義の使用を承認された者（以下「承認者」という。）は、承認された事業の内容を変更する場合には、速やかに新ひだか町後援等名義使用承認事項変更申請書（様式第2号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

(2) 事業の実施に関し、事故等が発生した場合は、速やかに町に報告すること。

(3) 承認者は、新ひだか町後援等事業完了報告書（様式第3号）の提出を求められた場合、事業実施後1か月以内に町長へ提出しなければならない。

7. 名義使用の承認取消について

町長は、承認された内容が次のいずれかに該当したときは、承認を取り消すこと

ができる。また、承認を取り消したことにより生じた損害の責任を負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援等の名義使用承認を受けたとき。
- (2) 承認の条件に違反したとき。
- (3) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。
- (4) 名義の使用を他に譲渡し、又は転貸して使用させたとき。
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、町長が後援等を行うことが適当でない認められるとき。

8. 事務処理について

後援等の名義使用承認に関する事務処理は、総務部総務課において行う。

ただし、当該事業に係る事務を分掌している課又は当該団体に最も関係の深い主管課（以下「関係課」という。）がある場合は、総務部総務課の合議を得たうえで、関係課において行うことができる。